

障害福祉事業所 アーサスケア



利用対象の条件

65歳以下の方で、障害者手帳をお持ちの方が対象となります。
※65歳以上になると、介護保険が優先となります。

アーサスケアが大切にしている心

自立したい心を大切に尊重し、
生活する力を高めることができるよう
にサポートしていきます。

障害福祉サービスの介護給付（訪問）

- 居宅介護
- 重度訪問介護

利用までの流れ

- ① 相談・申請
- ② 調査
- ③ 審査・判定
- ④ サービス等利用計画案の作成
- ⑤ 決定・通知
- ⑥ 事業所と契約
- ⑦ サービスの利用開始

在宅で受けられるサービス

居宅介護（ホームヘルプ）

居宅介護は、日常生活を営む上で、安心して自宅で生活を送ることができるように提供される、生活の基本サービスです。

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

サービス内容

居宅において、ホームヘルパーにより提供される、身体介護や家事援助と、通院等介助が主なサービスのメニューです。

1. 身体介護：入浴、排せつ、食事等の介助をします。
2. 家事援助：調理、洗濯、掃除や、生活必需品の買い物などの援助をします。
3. 通院等介助：病院等の通院の際に付き添います。

区分

1～6の方が対象となります。

重度訪問介護（ホームヘルプ）

重度訪問介護は、重度の障害（肢体不自由・知的障害・精神障害）があり、常に介護が必要な人を対象に、自宅にて入浴・排泄・食事の介護や、外出するときの移動中の介護などを総合的に行います。

※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

対象者

重度訪問介護の対象者は筋ジストロフィーや筋萎縮性側索硬化症（ALS）などの難病、脊髄損傷、脳性麻痺、重度心身障害、強度行動障害など多岐にわたります。

具体的な利用条件は下記の通りです。

身体障害・難病

障害支援区分が4以上かつ以下の①②いずれにも該当する場合、重度訪問介護の利用が認められています。

左右手足のうち、①二肢以上に麻痺等があること。

②障害者支援区分の認定調査において歩行、移乗、排尿、排便のすべての項目が「支援が不要」以外の認定を受けていること。

利用者が負担する費用

サービスを利用した場合は、サービスを提供する事業者を利用料を支払います。

利用料の自己負担額はサービス利用料の1割が原則ですが所得の状況によって上限月額が決まっています。

（事業所の方に、相談し説明を受けて下さい）



お気軽にお問い合わせください



株式会社 アピイ

〒030-0131 青森市問屋町1丁目7-21
事業所番号：0210101945



017-757-8690

FAX：017-757-8677

サービス提供地域：青森市全域